

2. ソフトウェアの権利者

An Owner of Intellectual Property Rights on Software by Kunie TSUTSUI (Legal Affairs Department, The Japan Research Institute, Ltd.).

筒井邦恵¹

1 (株)日本総合研究所

1. はじめに

前回、ソフトウェアの知的財産権には何があるかを確認しました。ソフトウェアに限らず、他人の知的財産を利用するには、権利者から許諾を得なければなりません。大抵のソフトウェアには著作権があるので、利用にあたり、まず著作権者を探し出して許諾してもらわなければなりません。

また、今まではソフトウェアを利用する場合、特許権はあまり考慮する必要がありませんでしたが(ソフトウェアはハードウェアと組み合わせられた形でしか特許を取得できなかったため)、本年4月1日からコンピュータプログラムを格納したCD-ROMなどの記憶媒体にも特許が認められることとなったため、今後は特許権についても考慮が必要となってくるでしょう。

2. ソフトウェアの知的財産権の権利者

もともと知的財産権制度の目的は人の知的な活動にインセンティブを与えることなので、知的財産権は原則としてその創作者に与えられます。

2.1 著作権の場合

(1) 著作権者

著作物の権利者(著作権者)は原則としてその作成者です。著作物を作成すれば作成者が自動的に(原始的に)著作権を取得します。もともと著作権は譲渡できるので(著作権法第61条)、常に作成者＝著作権者となるわけではありません。

(2) 著作権の譲渡

著作権を譲り受けても作成者とまったく同じように著作物を利用できるわけではありません。著作権の一部は譲渡できないと定められており、作成者に権利が残ります(著作人権[☆]、著作権法第59条)。このため、著作権を譲り受けても

勝手に著作者名を変更したり、作成者の意に沿わない改変をすることはできません。

また、譲渡できる権利(狭義の著作権)のなかでも一部^{☆2}は、譲渡の目的として特に明示しなければ作成者に残ります(著作権法第61条2項)。これを明示し忘れると、たとえば著作権を譲り受けても著作物を自由に改変することができないといったこととなります。

(3) 法人著作(著作権法第15条)

著作権は原則としてまず作成者に帰属しますが、例外もあります。法人著作(もしくは職務著作)と呼ばれるものです。譲渡の場合、著作人権は元の作成者に残りますが、著作物を従業員が職務上作成した場合は、はじめから会社が著作権者となり、著作人権も会社が保有します。

2.2 特許権の場合

(1) 特許権者

著作権と異なり、特許権は出願、登録という手続きを経て権利が取得できます。「特許を受けるため発明を出願する権利」は発明者本人に帰属し特許権は出願人に与えられるので、発明を出願する権利が譲渡されたりしなければ、発明者が特許権者となります。

(2) 特許権の譲渡

特許権も譲渡できます^{☆3}。発明を出願する権利も譲渡できるため、発明者が出願者／特許権者にならない場合もあります。特許権または発明を出

[☆] 著作人権には、著作物を公表するか否か決定する権利、著作物にどのような氏名を表示するか決定する権利、自己の意に反する改変をさせない権利がある。

^{☆2} 第27条の翻訳権、翻案権等(つまり改変する権利)と、第28条二次的著作物の利用に関する原著作者の権利(改変した著作物の元となった著作物の著作者が改変された著作物に対してもつ権利)。

^{☆3} もともと特許権の譲渡は特許庁に登録しなければ有効とならない(特許法第98条)。

表-1 著作権の内容

	著作権	特許権
権利者 (原則)	著作物の創作者 *本文 2.1 (1)	発明者に特許出願権 *本文 2.2 (1) 出願人が特許権を取得
業務上作成した場合	法人著作：はじめから法人に帰属 *本文 2.1 (3)	職務発明：法人は発明者が特許を取得した場合、通常実施権を取得、発明を出願する権利もしくは特許権を取得するわけではない *本文 2.2 (3) 対価の支払いを条件に、あらかじめ法人へ譲渡の定め可 (職務発明以外は事前の譲渡の取決め不可)
譲渡	狭義の著作権のみ譲渡可能 (著作者人格権は創作者に残る) *本文 2.1 (2) 狭義の著作権のうちでも一部の権利は契約上明記しなければ譲渡されない	譲渡可能 (登録しなければ効果なし) *本文 2.2 (2)
権利者の公示	登録の義務なし (登録制度はある)	特許公報において公示
権利者の権利 (第三者は許諾を得なければ行えない行為)	*著作権法第 17 条 ・著作物の公表、氏名表示、著作者の意に反する改変 (著作者人格権 著作権法第 18 ~ 20 条) ・著作物の複製、上演・演奏、放送・有線送信、口述、展示、上映・頒布、貸与、翻訳・翻案 (改変) 等 (狭義の著作権 著作権法第 21 ~ 第 28 条)	特許発明の実施 *特許法第 2 条第 3 項 発明の生産、使用、譲渡、貸与、輸入、譲渡または貸与の申出

願する権利を譲渡した場合、特に発明者に残る権利はなく、この点も著作権と異なります。

特許権とはほぼ同じ効力を生じるものに専用実施権があります (特許法第 77 条)。特許権者から専用実施権を設定されると、その範囲内では特許権者も特許を利用 (実施) できず、専用実施権者だけが特許権を利用したり第三者に許諾したりできます。

(3) 職務発明 (特許法第 35 条)

従業員が職務上行った発明に特許を受けたとき、会社は自動的に (従業員の許諾なしに) その特許を実施する権利 (通常実施権) を得ます。著作権と異なり、特許権が会社のものになるわけではありません。ただし、職務発明は、発明を行った従業員に適切な対価を支払うこととすれば、前もって就業規則や契約などで出願する権利または特許権を会社に帰属させることを規定できます。このため、職務発明は、会社が出願者/特許権者となることが多いのです。

3. ソフトウェアの所有者の権利

ソフトウェアを販売店などで買った場合、購入者は「買ったソフトウェア」の媒体の所有権をもちます。購入者は自分が「買ったソフトウェア」を個人使用の範囲内または添付された使用許諾書に従って利用できるだけで、その範囲を超えて複製、改変したり、複製したものを他人にあげたりできません。このような利用をしたい場合には、ソフトウェアの著作権者等に個別に許可をもらわ

なければなりません。

販売店などで買ったソフトウェアであれば、購入者が個人的に利用することについては、適切な権利処理が行われている場合が大半ですが、たとえ料金を払って買った場合でも、それが海賊版など著作権者そのほかの知的財産権の保有者の許諾を得ずに作成されたものであれば、著作権者等から使用の差し止め、損害賠償などを請求されるおそれがあります。

4. おわりに

ソフトウェアにかぎらず、コピーや改変が容易になると、コンテンツの利用方法も多様化し、技術的には、個人でも簡単にコンテンツを加工して頒布できるようになります。

たとえば、公開されているホームページのソースをコピーし、少し書き直して自分のホームページとしてアップするといったことは非常に簡単ですが、もとのホームページは作成者の著作物であり、コピー・転載可と表示されていない限り、著作権侵害行為となります。

はじめに述べたように、他人の知的財産を利用する場合、特に個人的に利用だけでなく、加工・頒布などの二次利用をする場合、権利者から許諾を得ることが必須で、権利者が特定できなければなりません。特許権は登録制度があるため権利者は簡単にわかりますが、著作権は登録が義務ではなく、著作権者を特定できないことも多々あります。特定できる場合でも、知的財産権は権利

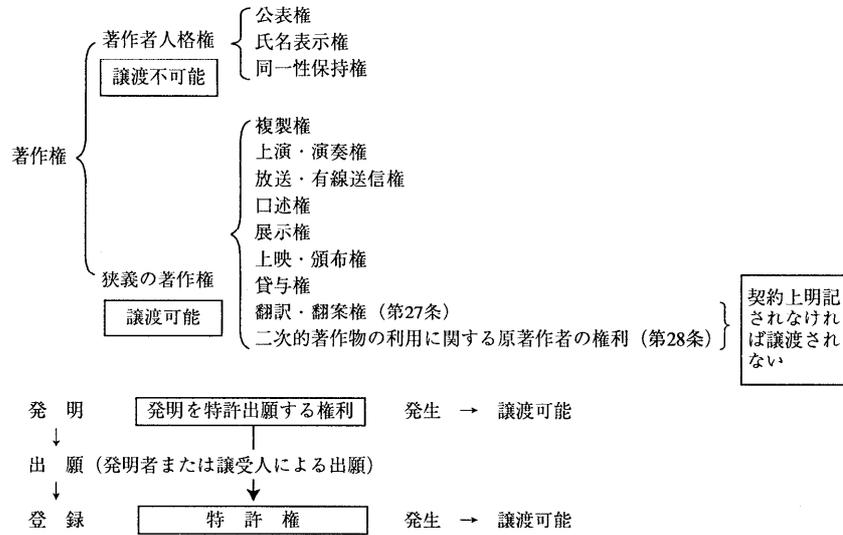


図-1 特許権の発生

者が自由に利用の許諾を決定できるため、利用者が望むように許諾してくれるとは限りません。

利用者とするば、権利者を見つけ出して交渉することに過大な手間をかけず、利用したいときに一定の条件(利用料の支払など)に従えば利用できるとありがたいわけです。

権利者は、自分の知的財産が誰にどのように利用されるのか把握し、不正な利用を阻止できるようにしたいと考えるでしょう。

創作者のインセンティブを確保して良質なコンテンツの作成を促進し、もっと自由にオリジナリティの高いコンテンツを利用、流通させるために、権利者・利用者双方の立場を考慮したコンテンツ

の利用・流通コントロールのための仕組みが必要とされています。

たとえば、音楽について JASRAC が行っているようなコンテンツの集中管理センターの設立、あるいはコンテンツの中に権利管理情報を埋め込む電子透かし技術などが検討されています。また、以前より超流通という仕組みを森亮一筑波大学名誉教授が提唱されています。

これらソフトウェアを含むコンテンツ利用のための仕組みについても、どこかで紹介できればと思います。

(平成9年5月27日受付)